

重要事項説明書

社会福祉法人 江寿会

指定介護老人福祉施設 サンホーム江上

「指定介護老人福祉施設 サンホーム江上」重要事項説明

当施設は介護保険の指定を受けています。

(長崎県指定 第4270200779号)

当施設は契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 江寿会
所在地	佐世保市江上町 4847 番 6
代表者	石本 直大
電話番号	0956-58-3707
運営事業所	・介護老人福祉施設(50床) ・短期入所生活介護事業(介護予防短期入所生活介護事業) ・通所介護事業(第1号通所事業) ・訪問介護事業(第1号訪問事業) ・認知症対応型共同生活介護事業 (介護予防認知症対応型共同生活介護事業) ・居宅介護支援事業 ・地域密着型介護老人福祉施設(15床) ・認知症対応型通所介護事業(介護予防認知症対応型通所介護事業)

2 事業所の概要

事業	指定介護老人福祉施設 サンホーム江上
所在地	佐世保市江上町 4847 番 6
管理者	吉田 勝彦
電話番号	0956-58-3707
開設年月日	平成8年3月1日
入居定員	50名
施設の目的	身体上または、精神上の障害のため常時介護が必要で、在宅での生活が困難な高齢者の方にその人らしく自立した日常生活をしていただくことを目的とした施設。
運営方針	笑顔・共感・団結を基本理念とする。 ・利用者本位のサービスを実現する。 お一人おひとりが施設という限られた集団生活スペースの中で、できる限り在宅生活に近づけ自分らしい日常生活を送ることができるように支援する。 ・人間としての尊厳・命を守る。 ・安定した運営を実行する。

3 設備の概要

(短期入所生活介護事業所を併設)

居室・設備の種類	室 数	備 考
2 人部屋	11室	多床室
4 人部屋	7室	多床室
合 計	18室	
食 堂	1 室	
浴 室	2室	個人浴槽・特殊浴槽
医務室	1室	

4 職員の配置状況

(併設する短期入所生活介護事業所と兼務)

職 種	人 数
1.管理者	1名(兼務)
2.事務職員	2名以上(兼務)
3.生活相談員	1名(兼務)
4.介護職員	17名以上(兼務)
5.看護職員	3名以上(兼務)
6.管理栄養士	1名(兼務)
7.機能訓練指導員	1名(兼務)
8.介護支援専門員	1 名(兼務)
9.医師	嘱託医師 1 名
10.その他、臨時職員	必要に応じ

5 勤務体制

職 種	勤 務 体 制	
1 医師(嘱託医)	毎週木曜日 13:30～16:00 往診	
2 介護支援専門員	C勤	8:00～17:00
3 生活相談員	C勤	8:00～17:00
4 介護職員	A 勤	7:00～16:00
	C 勤	8:00～17:00
	K 勤	12:00～21:00
	M 勤	13:00～22:00
	夜勤	19:00～9:00
5 看護職員	B勤	7:30～16:30
	C 勤	8:00～17:00
	D 勤	8:30～17:30
	E 勤	9:00～18:00

6 機能訓練指導員	B勤	7:30～16:30
	C 勤	8:00～17:00
	D 勤	8:30～17:30
	E 勤	9:00～18:00
7 管理栄養士	C勤	8:00～17:00

6 サービス内容

(介護保険の対象となるサービス)

食事	・管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。 朝食:8:00 昼食:12:00 夕食:17:30 おやつ:15:00
入浴	・入浴又は清拭を週2回以上行います。 ・寝たきりの状態でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
排泄	・契約者の身体能力に応じた援助を行います。
機能訓練	・在宅復帰を想定し、日常生活を営むために必要な機能訓練・レクリエーション等を行います。
健康管理	・嘱託医師や看護職員が、健康管理、内服管理・調整、必要に応じて医療処置を行います。週一回の回診時に健康相談サービスも受けられます。年一回健康診断を行います。
施設サービス 計画作成	・専任の介護支援専門員が、契約者の心身の状況及び生活に対する意向等をふまえて施設サービス計画を作成し、個人毎に実施・評価を行います。 ・施設サービス計画は、その内容を契約者及び家族に説明し同意を得たうえで決定し、作成・変更を行った際には、契約者及び家族に対して書面を交付します。
生活相談	・生活相談員により、皆様の生活に関する相談、要望等を聞き、適切な対応を致します。

※生活介護全般において、異性介助となる場合があります。

(介護保険の対象とならないサービス内容・利用料金)

郵便物郵送に 要する費用	契約者宛てに施設に届いた郵便物を、必要に応じてご自宅へ郵送いたします。 定形 110 円～ 定形外 140 円～
レクリエーション クラブ活動	契約者の希望により実施するレクリエーションやクラブ活動等(工作、書道、生け花等)にかかる材料代等の実費をいただきます。
理髪・美容	理・美容師の出張等により理髪・美容サービスをご利用いただけます。 利用料金:実費
身の回り品の 費用	契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。 おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。
食事の費用	料金表参照 食費の内訳 朝食：350 円、昼食：565 円、夕食：530 円

	介護保険負担限度額認定を受けている方は1日の設定額をご参照ください。 契約者の希望に基づいて特別な食事に要する費用は実費負担となります。
居住費	料金表参照
個人専用電化製品電気代	一月の料金(利用日数に関わらず一月の料金としてご負担いただきます) テレビ…200 円、ラジカセ…100 円、冷蔵庫…1,200 円 加湿器…400 円、電気毛布…600 円、空気清浄機…700 円 携帯電話充電器…50 円
預かり金の出納管理の費用	現金管理(小口現金) 1日 24 円 預金通帳・定期預金 1月 360 円 現金・預金明細書郵送事務手数料 1回 150 円
複写物の交付	契約者及び家族は、サービス提供の記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。 コピー代 1枚 10 円 カラーコピー代 1枚 40 円
契約者の希望で実施する外出・外食等	契約者が希望され行う個別の外出支援については、外食にかかる代金、有料道路代金など発生する場合はその料金を実費負担いただきます。

7 利用料金・支払い方法

- ① サービスにかかる利用料金は別紙[利用料金表]のとおりです。
※1食事代は、当日の提供回数に関わらず日額で請求いたします。
※2国の基準により変更される場合があります。また、当法人の体制や契約者の要介護度の変更など加算条件により、利用料金変動する場合があります。
- ② その他個別にかかる料金(電化製品等)に関して、契約者及びご家族の希望による持ち込みが可能です。利用の際は契約者ごとに実費徴収となります。
- ③ 利用終了の翌月 10 日に請求致します。請求月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。※お支払いにかかる手数料はご契約者負担となります。

ア. 現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

ウ. 自動口座引落

十八親和銀行 御本町支店 (普) 1203187 特別養護老人ホーム サンホーム江上 施設長 吉田 勝彦

8 嘱託医師・協力医療機関

(嘱託医師)

医療機関の名称	松本脳神経外科医院
医師の氏名	松本 隆司
所在地	長崎県佐世保市広田1丁目10番7号
電話番号	0956-39-1157

(協力医療機関)

三川内病院	佐世保市三川内本町290	0956-30-8011
長崎セント・ノーヴァ病院	西海市西彼町伊ノ浦郷 127 番地	0959-28-1185
岡本歯科診療所	佐世保市三川内本町 138-3	0956-30-8758

※他の医療機関受診となる場合もあります。

9 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
- ④ 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ⑤ 施設内は原則禁煙となっております。

10 契約の終了について

次の事項に該当する場合には、契約を終了し退所していただきます。

契約者からの契約解除

- ① 介護保険給付サービス等の内容また利用料金に同意できない場合
- ② 事業者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合
- ③ 事業者が故意または過失により契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、本契約に継続しがたい重大な事情が認められる場合

退所を希望される場合は、退所する7日間前までに解約届出書をご提出下さい。

事業者からの契約解除

- ① 要介護認定により要介護3未満と判定された場合
- ② 長期入院が見込まれる場合(1ヵ月を目途にご相談させていただきます)
- ③ 常時医療処置が必要となり介護施設での生活が困難となった場合
- ④ 契約者が故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことによって本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- ⑤ 施設サービス、または医療機関における医療の実施において必要な同意やお願いに協力を得られない場合
- ⑥ サービス利用料金の支払いが3ヶ月遅延した場合

(2ヶ月遅延した時点でご家族との話し合いをもたせていただきます。それでも遅延が生じたり、対応していただけない場合)

- ⑦ 契約締結時にその心身の状況及び病歴また重要事項についてこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

11 入院・外泊時の利用料について

入院(外泊)期間のうち、入院(外泊)した翌日から6日間については、所定の利用料金【1日につき2,460単位(うち、負担割合に応じた自己負担分)】をご負担いただきます(その間は居住費も発生いたします)。7日目以降の料金は発生致しませんが、入院後6日以内に月をまたぐ場合は、翌月6日目まで発生いたします。

12 緊急時等における対応方法

契約者の病状に急変が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者及びその家族に報告します。その他、緊急事態が生じた場合においても同様です。(詳細については別紙「緊急時対応マニュアル」を参照ください)

13 事故発生時における対応

事故が発生した場合には、速やかに管理者へ連絡します。管理者は事故の内容を把握し、ご家族、保険者、最寄りの警察等へ連絡を行います。

14 看取り介護体制について

当施設は、終末期を迎えられた方で施設看取りをご希望の場合、看取り介護を行う体制を整備しております。別紙[特別養護老人ホームサンホーム江上看取り介護指針]のとおりです。

15 個人情報の利用について

事業者から、医療機関、他の指定介護老人福祉施設、老人保健施設、認知症対応型共同生活事業所及び居宅支援事業所等を利用(入院・入所)するにあたって、前記する医療機関・事業所等から契約者個人及び家族の状況等の情報を求められた場合、または当事業所でのサービス担当者会議等で必要とされる場合に、下記の内容を提供させていただきます。

- ①介護状況に関する情報
- ②施設サービス計画書
- ③介護保険被保険者証更新認定に関わること
- ④看護サマリー(医療の状況)
- ⑤契約者本人の状況
- ⑥ご家族の状況(主介護者など)
- ⑦身元引受人の状況
- ⑧救急搬送時の情報提供書

⑨その他必要な書類

重要事項説明書の同意をもって、個人情報についての同意を兼ねさせていただきます。

＜その他、下記の個人情報について＞

- ・介護相談員の相談活動を受けること (可 ・ 否)
- ・法人ホームページ、SNS、広報誌への掲載 (写真 ・ 氏名 ・ 否)
- ・事業所内の掲示物への掲載 (写真 ・ 氏名 ・ 否)
- ・実習生の受け入れ (可 ・ 否)
- ・ボランティアの受け入れ (可 ・ 否)

16 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

17 非常災害対策について

防災時は、防災組織と役割分担に沿って適切な対応を行います。

防災設備	自動火災報知設備	スプリンクラー設備
	自家発電設備	誘導等 蓄電池設備
	火災通報装置	消火器
防災訓練	昼間・夜間想定通報誘導訓練	夜間通報訓練
	消火訓練	総合訓練

18 苦情処理に関する取り扱いについて

施設における苦情やご相談は面談、電話、書面により専用窓口で受け付けます。また第3者委員、その他の公的機関へ直接申し出る事もできます。

苦情解決責任者	吉田 勝彦	施設長
苦情受付担当責任者	岡 智志	生活相談員
苦情受付担当者	全職員	
第3者委員	鶴田 明宏	TEL 0956-23-8201
	植田 光	TEL 0956-82-3570

○受付時間 8:30～17:30

○特別養護老人ホーム サンホーム江上

〒859-3244 佐世保市江上町 4847-6

TEL 0956-58-3707

その他の苦情受付機関

佐世保市役所 長寿社会課 介護 保険係	所在地 佐世保市高砂町5番1号 電話番号 0956-24-1111
長崎県国保連合会 介護サービス 苦情申し立て等相談窓口	所在地 長崎市今博多町8番地2 電話番号 095-826-1599
長崎県社会福祉協議会	所在地 長崎市茂里町3番24号 電話番号 095-842-6410

以上、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 江寿会 介護老人福祉施設 サンホーム江上

説明者職名 氏 名 _____

氏 名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

特別養護老人ホームサンホーム江上 利用料金表(多床室)

令和6年8月1日現在

・1ヶ月の料金(1ヶ月30日で計算した場合) 1割負担料金

要 介 護 度	介護 サービス費	日常生活 継続支援 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜間職員 配置加算Ⅰ	科学的介護 推進体制 加算Ⅱ	栄養 マネジメント 強化加算	生産性 向上推進 体制加算Ⅱ	介護職員等 処遇改善 加算Ⅰ	居住費 食費 負担段階 ※下表参照	合計
1	17,670 (589/日)								2,851	第1段階 第2段階 第3段階① 第3段階② 第4段階	32,221 47,821 55,621 76,951 94,021
2	19,770 (659/日)								3,145	第1段階 第2段階 第3段階① 第3段階② 第4段階	34,615 50,215 58,015 79,315 96,415
3	21,960 (732/日)	1,080 (36/日)	180 (6/日)	390 (13/日)	660 (22/日)	50 (50/月)	330 (11/日)	10 (10/月)	3,452	第1段階 第2段階 第3段階① 第3段階② 第4段階	37,112 52,712 60,512 81,812 98,912
4	24,060 (802/日)								3,746	第1段階 第2段階 第3段階① 第3段階② 第4段階	39,506 55,106 62,906 84,206 101,306
5	26,130 (871/日)								4,036	第1段階 第2段階 第3段階① 第3段階② 第4段階	41,866 57,466 65,266 86,566 103,666

その他の加算：安全対策体制加算…入所月のみ20単位/月、初期加算…入所した日から30日間 30単位/日 介護職員等処遇改善加算Ⅰ…全体報酬の14%

負担段階	対象者	居住費	食費
第1段階	・市町民税世帯非課税の老齢年金受給者	0	9,000(300/日)
第2段階	・市町民税世帯非課税の老齢年金受給者 ・生活保護受給者		11,700(390/日)
第3段階①	・市町民税世帯非課税であって、年金等収入額の合計所得額が80万円以下の方	12,900(430/日)	19,500(650/日)
第3段階②	・市町民税世帯非課税であって、年金等収入額の合計所得額が80万円超120万円以下の方		40,800(1,360/日)
第4段階	・市町民税世帯非課税であって、年金等収入額の合計所得額が120万円超の方 上記以外の方	27,450(915/日)	43,350(1,445/日)

特別養護老人ホームサンホーム江上 利用料金表(多床室)

令和6年8月1日現在

・1ヶ月の料金(1ヶ月30日で計算した場合) 2割負担料金

要 介 護 度	介護 サービス費	日常生活 継続支援 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜間職員 配置加算Ⅰ	科学的介護 推進体制 加算Ⅱ	栄養 マネジメント 強化加算	生産性 向上推進 体制加算Ⅱ	介護職員等 処遇改善 加算Ⅰ	居住費	食費	合計
1	35,340 (1,178/日)								5,703			117,243
2	39,540 (1,318/日)								6,291			122,031
3	43,920 (1,464/日)	2,160 (72/日)	360 (12/日)	780 (26/日)	1,320 (44/日)	100 (100/月)	660 (22/日)	20 (20/月)	6,904	27,450	43,350	127,024
4	46,800 (1,604/日)								7,308			130,308
5	50,820 (1,742/日)								7,870			134,890

その他の加算：安全対策体制加算…入所月のみ40単位/月、初期加算…入所した日から30日間 60単位/日

介護職員等処遇改善加算…全体報酬の14%

特別養護老人ホームサンホーム江上 利用料金表(多床室)

令和6年8月1日現在

・1ヶ月の料金(1ヶ月30日で計算した場合) 3割負担料金

要 介 護 度	介護 サービス費	日常生活 継続支援 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜間職員 配置加算Ⅰ	科学的介護 推進体制 加算Ⅱ	栄養 マネジメント 強化加算	生産性 向上推進 体制加算Ⅱ	介護職員等 処遇改善 加算Ⅰ	居住費	食費	合計
1	53,010 (1,767/日)								8,555			140,465
2	59,310 (1,977/日)								9,437			147,647
3	65,880 (2,196/日)	3,240 (108/日)	540 (18/日)	1,170 (39/日)	1,980 (66/日)	150 (150/月)	990 (33/日)	30 (30/月)	10,357	27,450	43,350	155,137
4	72,180 (2,406/日)								11,239			162,319
5	78,390 (2,613/日)								12,108			169,398

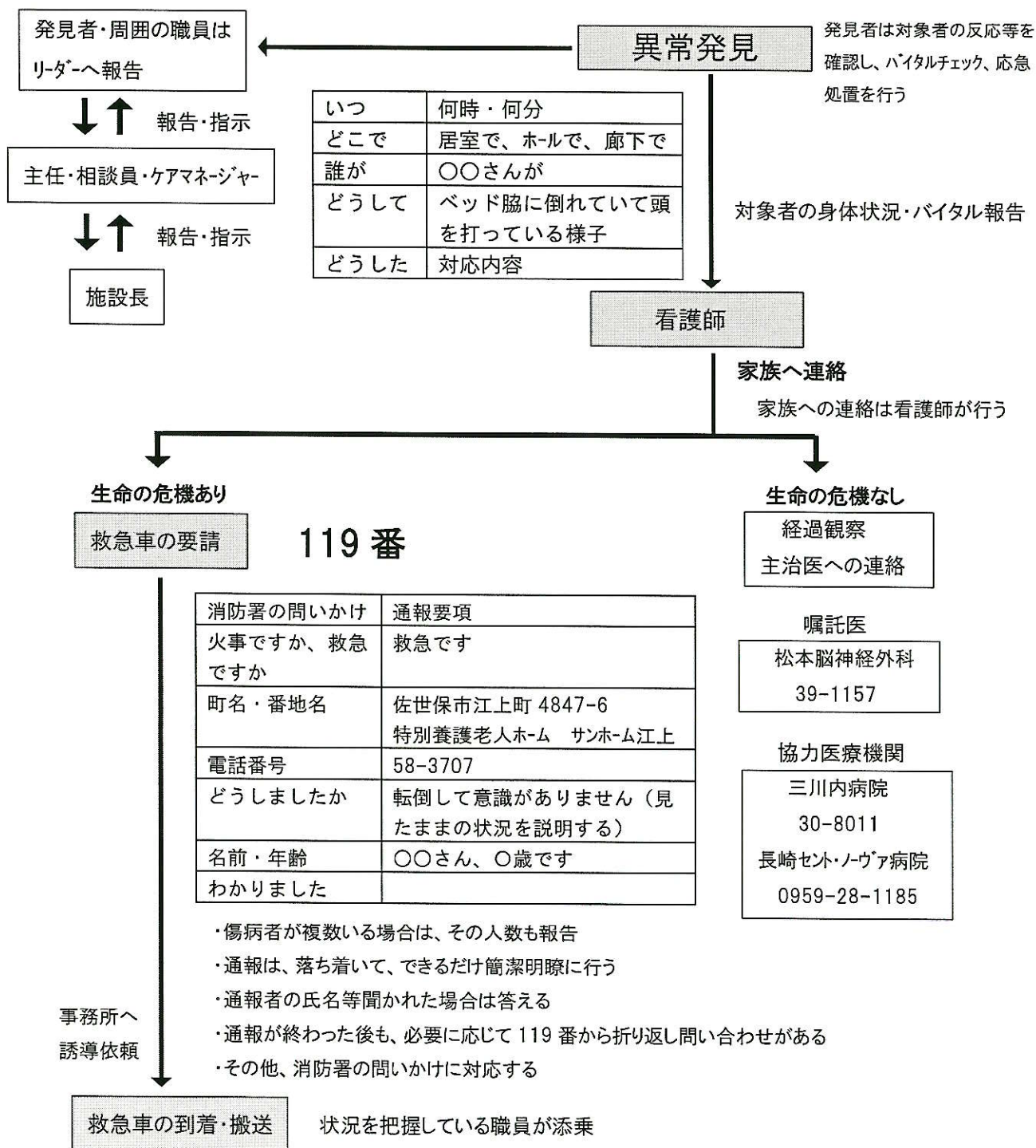
介護職員等処遇改善加算Ⅰ…全体報酬の14%

その他の加算：安全対策体制加算…入所月のみ60単位/月、初期加算…入所した日から30日間 90単位/日

社会福祉法人 江寿会
特別養護老人ホーム サンホーム江上
短期入所生活介護事業所 サンホーム江上

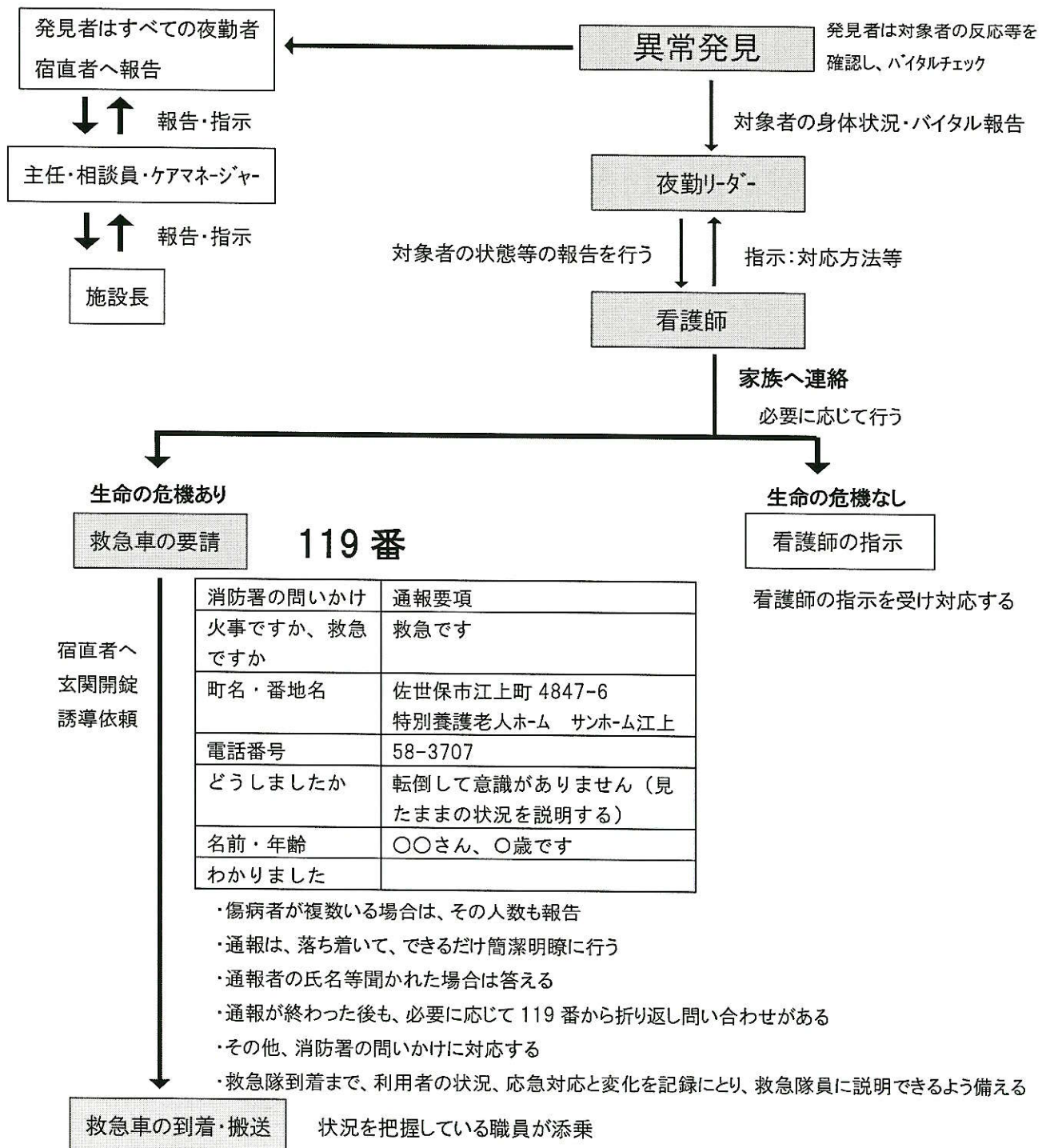
緊急時対応マニュアル

【日中帯の事故・容態急変時】



緊急時対応マニュアル

【夜間帯の事故・容態急変時】



特別養護老人ホームサンホーム江上看取り介護指針

基本理念 『自己決定と尊厳のある安らかな人生を』

1. 終末期とは

高齢や慢性疾患のために、身体機能が低下し口からの食事や水分摂取が減少または不可能となる、あるいは慢性的な症状を繰り返す場合で、積極的な医療的治療・延命処置を望まない場合は、近い将来、死を迎える事が予想されます。これを「終末期」と言います。

2. 看取りとは

近い将来、死が避けられないとされた人に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに、人生の最期まで尊厳ある生活を支援することです。

これまでは終末期になると、入院を余儀なくされ、少しでも生命を維持することが優先されてきましたが、その人らしい最期を迎えるために、医師の指示による疼痛緩和等の処置を適切に行い、自宅や施設で静かに死を迎える「看取り」の考えが広がってきています。

3. 看取りに関する考え方

看取り介護は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、終末期と診断された入所者様において、最期を過ごす場所及び療養についての入所者様やご家族のご意向を最大限に尊重し、その人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるような支援をすることと考えます。

入所者様やご家族様が、特別養護老人ホームサンホーム江上（以下、サンホーム江上）での看取り介護を希望される場合には、入所者様やご家族様のご意向、その時の思いや状況に応じた最善の支援を共に考え、最期をお迎えになる時までより良い支援を継続することを基本とします。

また、病院等に搬送することになった入所者様に対しても、搬送先の病院等への引き継ぎを支援し、入院されてからも継続的に入所者様やご家族様への支援を行います。

4. 看取り介護のプロセス

資料「サンホーム江上で行う看取り介護のおおまかな過程」をご参照下さい。

5. 施設において看取りに際し行いうる医療行為

血圧、体温等の定期的なバイタル測定による体調の把握を行います。その時の状態に応じて1～4の医療処置を実施します。当施設では点滴は実施できません。

(1) 解熱処置（解熱剤が服用できない場合はアイス枕等の対応となります）

(2) 疼痛緩和（鎮痛剤の服用・貼付・塗布、坐薬の使用、安楽な姿勢保持

※麻薬の使用はありません）

(3) 酸素吸入（血中酸素濃度が基準値を下回った場合に必要最小限で行います）

(4) 吸引（痰が絡むなど、息苦しさや不快感を取り除くための処置です）

- (5) 胃ろう（増設やチューブ交換は医療機関にて行います。チューブ交換は定期的に必要となります）
※別紙「急変時及び終末期のケアについて」で確認した内容に沿って実施いたします。

6. 看取り介護の体制

(1) 体制の整備

- ・「看取り介護指針」の策定と、入所者又はそのご家族様等に対する説明を行います。
- ・看護職員（24 時間連絡できる体制の確保）と、介護職員（看護師不在時の対応と周知）等の連携体制の整備を行います。
- ・夜間や緊急時における救急搬送のための連絡体制を含めた医療機関との連絡体制の整備を行います。
- ・看取りに関する職員研修（過去の事例からの学びの共有等）の充実に努めます。
- ・個室、静養室の整備に努めます。

(2) 看取り介護

- ・「看取り介護計画」の作成と、入所者様またはご家族様等に対する説明を行います。
- ・多職種連携のための密な情報共有に努めます。（入所者様の日々の変化の記録）
- ・入所者様に関する記録を活用した説明資料による情報提供に努めます。
- ・看護職員と連携し必要な処置を行います。（正看護師の配置とオンコール体制）
- ・ご家族様への心理的支援に努めます。（図 1）
- ・看取り介護支援のPDCAサイクル（図 2）に基づいた介護に努めます。

(3) 振り返り

- ・実施した看取り介護の検証によって質の高い介護を目指します。
- ・職員の精神的負担の把握と支援を図ります。

(4) 体制の改善・向上

- ・「看取り介護指針」の見直しを随時行います。
- ・家族会などで看取り介護に関するご家族様への事例報告・意見交換会を行い、ご家族様と共に支える看取りを目指します。

7. 看取り介護加算の算定

本指針に基づいて看取りのケアを行った場合、下記の内容で算定いたします。

看取り介護加算（Ⅰ）

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 死亡日以前 31 日以上 45 日以下 | 1 日につき 72 単位を加算 |
| (2) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下 | 1 日につき 144 単位を加算 |
| (3) 死亡日前日および前々日 | 1 日につき 680 単位を加算 |
| (4) 死亡日 | 1 日につき 1280 単位を加算 |

●図1：ご家族への心理的支援

- ・不安を伺い、応える
- ・情報提供（看取り介護計画の具体的な説明と提示、経過・考えられる予後の説明、それに対する施設ができる対応の説明）
- ・看取り期が長期化した場合の配慮
- ・環境整備（家族が面会や宿泊しやすい環境、接遇）
- ・入所者様に関する良い気づきの報告
- ・ご家族の声に傾聴
- ・ご家族様の支援参加について相談、提案

など

●図2：看取り介護支援のPDCA サイクル

